

桑名市告示第141号

桑名市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業者の指定等に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年4月1日

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業者の指定等に関する要綱の一部を改正する告示

桑名市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業者の指定等に関する要綱（平成27年桑名市告示第142号）の一部を次のように改正する。

第1条中「介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業者（桑名市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業の人員、設備及び運営並びに指定第1号事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成27年桑名市告示第92号）第2条第2号に規定する指定第1号事業者をいう。以下同じ。）」を「指定事業者（法第115条の45の5第1項に定める指定事業者をいう。以下同じ。）」に改める。

第2条中「桑名市介護予防・日常生活支援総合事業指定第1号事業者指定申請書（様式第1号）により」を「法施行規則第140条の63の5第1項及び第4項の規定するところにより、介護保険法施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（令和5年厚生労働省告示第331号。以下「厚生労働大臣が定める様式」という。）別紙様式第3号（四）に必要な書類を添付して」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当するときは、厚生労働大臣が定める様式に規定する付表にかえて当該各号に定める付表を添付するものとする。

(1) いきいき訪問付表（いきいき訪問（訪問型サービスC）（桑名市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則（平成27年桑名市規則第20号。以下「規則」という。）第3条第1号ウに規定するいきいき訪問（訪問型サービスC）をいう。）の指定を受けようとするとき。

(2) ぐらしいきいき教室付表（通所介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護併設）指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第93条第1項に規定する指定通所介護事業所、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所又は指定地域密着型サービス基準第52条第1項に規定する指定認知症対応型通所介護事業所に併設するぐらしいきいき教室（通所型サービスC）（規則第3条第1号ケに規定するぐらしいきいき教室（通所型サービスC）をいう。以下同じ。）の指定を受けようとするとき。

(3) ぐらしいきいき教室付表（通所リハビリテーション併設）指定居宅サービス等基準第111条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業所に併設するぐらしいきいき教室（通所型サービスC）の指定を受けようとするとき。

第3条の見出し中「指定第1号事業者」を「指定事業者」に改め、同条第1項中「前条」を「前条第1項」に改め、同条第2項中「指定第1号事業者」を「指定事業者」に改め、「有効期間」の次に「として市が定める期間」を、「最終年度」の次に「の末日」を加え、同条に次の1項を加える。

3 法第115条の45の3第1項の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

第4条中「指定第1号事業者」を「指定事業者」に改める。

第5条第1項中「指定の申請事項の変更に係るものにあつては変更届出書（様式第2号）」を「指定事業者は、法施行規則第140条の62の3第2項第4号に該当するときは、厚生労働大臣が定める様式別紙様式第3号（一）」に改め、同条第2項中「事業の廃止、休止又は再開に係るものにあつては、廃止・休止・再開届出書（様式第3号）により、廃止又は休止の場合は」を「指定事業者は、法施行規則第140条の62の3第2項第6号に該当するときは、厚生労働大臣が定める様式別紙様式第3号（三）により、」に改め、「再開の場合は再開の日から10日以内に」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 指定事業者は、法施行規則第140条の62の3第2項第5号に該当するときは、厚生労働大臣が定める様式別紙様式第3号（二）により、再開の日から10日以内に市長に届け出るものとする。

第6条第1項中「法第115条の45の6第1項」を「法第115条の45の6第4項の規定により準用する法第115条の45の5第1項」に、「桑名市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業サービス事業所指定更新申請書（様式第4号）及び市長が必要と認めた書類により」を「法施行規則第140条の63の5第2項及び第4項の規定するところにより、介護保険法施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（令和5年厚生労働省告示第331号。以下「厚生労働大臣が定める様式」という。）別紙様式第3号（五）に必要な書類を添付して」に改め、同条第2項中「第4条」を「第2条第2項、第3条及び第4条」に改める。

第7条中「又は前条」を「、第5条」に改め、「受理」の次に「又は前条の規定による指定の更新」を加え、同条第3号中「指定年月日」の次に「及び指定更新年月日並びに指定有効期間満了日」を加え、同条中第7号を第9号とし、第6号の次に次の2号を加える。

(7) 管理者の氏名、生年月日及び住所

(8) 役員の氏名、生年月日及び住所

第8条を次のように改める。

（公示）

第8条 市長は、第3条の規定による指定、第5条第3項の規定による事業の廃止の届出があったとき又は法第115条の45の9の規定により指定を取り消し、若しくは期間を定めて指定の全部若しくは一部の効力を停止したときは、次に掲げる事項を公示する。

(1) 介護保険事業所番号

(2) 当該指定に係る事業所の名称及び所在地

(3) 当該指定事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名

(4) 指定をし、事業の廃止の届出の受理をし、又は指定を取り消した場合にあっては、その年月日

(5) 指定の全部又は一部の効力を停止した場合にあっては、その内容及びその期間

(6) サービスの種類

(7) その他市長が適当と認める情報

第9条を削り、第10条を第9条とする。

様式第1号から様式第4号までを削る。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。